鬼北町告示第161号

鬼北町人事行政の運営等の状況について

鬼北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鬼北町条例第193号)の規定に基づき、 平成29年度における鬼北町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成30年12月25日

鬼北町長 兵頭 誠 亀

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

(単位:人)

区分	採用	退		職	職員	員数
区 刀	カー 探 用 定		定年前	計	H29. 4. 1	H30. 4. 1
一般行政職	7	4	2	6	139	141
技能労務職	0	0	0	0	5	5
医 療 職	2	2	1	3	23	22
合 計	9	6	3	9	167	168

⁽注) 採用・退職は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの人数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区	分	職	数	対前年	主な増減理由
部	門			平成29年	平成30年	増減数	工は相似社田
		議	会	2	2	0	
		総	務	31	33	2	業務量の増加及び県派遣職員配置による増
		税	務	9	9	0	
	血	民	生	42	43	1	保育士欠員補充による増
	般行	衛	生	12	15	3	育休者の補充及び退職見込者補充のための一時的な配置
並	政部	農材	木水産	10	11	1	法令等の制定改正による増
通	門	商	エ	3	3	0	
普通会計部		土	木	7	7	0	
部門			計	116	123	7	
	į	教育	部門	21	17	△ 4	事務の廃止による減
		小	計	137	140	3	
	病	院		13	12	△ 1	退職不補充による減
公営企業等	水	道		5	5	0	
企計		水道		2	2	0	
等門	そ(の他		10	9	△ 1	欠員不補充による減
		小		30	28	△ 2	
	合	計		167	168	1	
				[227]	[227]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長は除く。)です。
 - 2 []内は、条例定数の合計です。

2 職員の給与の状況

- (1) 総括
- ① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人件費率	(参考)
	29年度末	A		В	B/A	28年度の人件費率
年度	30. 3. 31	千円	千円	千円	%	%
29	10,539人	6, 990, 982	244, 418	1, 220, 943	17.5	17. 1

② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
29	137	495, 147	69, 083	200, 086	764, 316	5, 579

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
- (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況
- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在) ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
鬼北町	43.5 歳	315,665 円	354, 426 円	339,737 円
愛媛県	44.4 歳	335,862 円	426, 548 円	368,410 円
国	43.6 歳	330, 531 円	_	410,719 円
類似団体	41.2 歳	303, 086 円	348, 163 円	328,696 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
鬼北町	53.4 歳	315,688 円	338,688 円	331,628 円
愛媛県	52.0 歳	332, 200 円	369,430 円	347,610 円
玉	50.6 歳	286,833 円		328, 360 円
類似団体	51.2 歳	294, 537 円	312,650 円	304,943 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当 等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

② 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区	分	鬼北町	愛媛県	玉
一般行政職	大 学 卒	183, 312 円	186, 524 円	179,200 円
	高 校 卒	149,882 円	152,090 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	145,063 円	145,063 円	_
	中学卒		円	_

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区		分		経験年数10年~	-15年	経験年数15年~	~20年	経験年数20年	~25年
一般行政職	大	学	卒	246, 658	円	291, 441	円	342, 129	円
	高	校	卒	227, 885	円	273, 312	円	303, 052	円
技能労務職	高	校	卒	_		_		_	
	中	学	卒	_		_		_	

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	9	9.6
2級	主査	8	8.5
3級	主任	29	30.9
4級	係長	22	23. 4
5級	課長補佐	16	17.0
6級	課長	10	10.6
	合 計	94	100.0

- (注) 1 鬼北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当·勤勉手当

鬼北町	愛媛県	围	
1人当たり平均支給額(29年度)	1人当たり平均支給額(29年度)	_	
1,496 千円	1,600 千円		
(29年度支給割合)	(29年度支給割合)	(29年度支給割合)	
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	
2.6 月分 1.8 月分	2.6 月分 1.8 月分	2.6 月分 1.8 月分	
(1.45) 月分 (0.85) 月分	(1.45) 月分 (0.85) 月分	(1.45) 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当(平成30年4月1日現在)

	鬼北	町				愛 媛	県		
(支給率)	自己者	『合	勧奨・	定年	(支給率)	自己都	部合	勧奨・	定年
勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24. 586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分	勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措施	置				その他の加算措施	置			
定年前早期退	職特例措置	量 2	%~20%加算		定年前早期退	職特例措置	置	2%~20%加算	
1人当たり平均	支給額	勧	奨・定年		1人当たり平均	支給額	勧奨	・定年	
平成 2 9	年度	21	1,105 千円		平成 2 9	年度	22, 0	025 千円	

③ 特殊勤務手当

支給実績(平成29年度	決算)			10,728 千円	
支給職員1人当たり平均]支給年額(平成29年度決算)			894,000 円	
職員全体に占める手当支	[給職員の割合(平成29年度)		7.6 %		
手当の種類(手当数)			7種類		
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫作業に従事	保健介護課・環境保全課職員	感	染症菌の処理業務	日額1,000円	
研究手当	医師 (診療所)		田上田学の真な事致	月額500,000円の範囲内	
例 九十 目	医師 (北宇和病院)	一病理生理学の研究事務			
緊急往診業務等手当	医師 (診療所)	執務	ら 時間以外の緊急往診業務	月額100,000円	
レントゲン技術従事手当	看護師	レ	ントゲン作業従事	月額1,500円	
病理細菌取扱手当	看護師	病理	理細菌取扱業務	月額1,500円	
野犬等処理手当	環境保全課職員	野力	大等処理業務	死体処理等1件300円	
行路死人処理手当	保健介護課職員	行品	烙死人の死体処理	1 体3,000円	

④ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	29, 521	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	236	千円
支給実績(平成28年度決算)	18, 059	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	140	千円

⑤ その他の手当

手 当 名	内容及び	で支給単価	国の制度との異同	国の制度 と異なる内 容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
	配偶者	6,500円			千円	円
	子	10,000円				
扶養手当	父母等	6,500円	同		17 940	227 260
	から満22歳に達す 上度末までの子1人に		印		17,849	227,369
	自ら居住するための住 等を支払っている職員				千円	円
住居手当	円を超えるとき)		同	_	6,911	255,948
	-	支給限度額 27,000円			,	ŕ
	交通機関等利用者で見	†道2km以上			千円	円
」 通勤手当		支給限度額 55,000円		国は60km 土港の		
7059) 1 J	自動車等使用者で片に	異	未満で 2,000円~	8,303	83,442	
	通勤距離に応	じて2,500円~47,200円		24,500円		
	公署を異にする異動	30,000円+加算額			千円	円
単身赴任手当	等に伴い単身で生活 することとなった職員 に対して支給	加算額は、配偶者住 宅との距離に応じて 8,000円~70,000円	印		360	360,000
日直手当	勤務1回につき	4,200円			千円	円
ロ世ナヨ	到份1回につる	4,200	同		1,008	10,080
	診療所長	97,600円~142,800円			千円	円
管理職手当	課長級	42,900円~52,400円	同		17,567	494,839
	課長補佐級	31,500円	[H]	_	11,001	454,005

	欠員の補充が困難であると認められる医師に			千円	円
初任給調整手当	新たに採用された職員 支給限度額 414,300円	同	_	8,480	4,240,200
	久州(K久)(111,000 1				
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が緊急時等に休日 等に勤務した場合			千円	円
官理職具特別勤務于日		同	_	0	0
	1種から3種の職員で6,000円~10,000円				

(5) 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

	-								
	区	5	}		給 料	月額等			
給									
l	町		長	731,000	円				
料	副	町	長	584,000	円				
報	議		長	240,000	円				
l	副	議	長	188,000	円				
酬	議		員	173,000	円				
	町		長	(平成29年度支給割合)					
期末手当	副	町	長		3.35	月分			
木	議		予	(平成29年度支給割合)					
当	副	議	長		3.35	月分			
	議		員						
\				(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
退 職	町		長	1ヶ月につき100分の46		16,140,480円	退職の翌月		
手当	副	町	長	1ヶ月につき100分の27		7,568,640円	退職の翌月		
	備		考						

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における 退職手当の見込額です。

- (6) 公営企業職員の状況
- ① 水道事業
- ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用	純損益	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		又は		職員給与費比率	28年度の総費用に占
	A	実質収支	В	B/A	める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
29	333, 227	81, 760	27, 493	8.3	8. 5

区	分	職員数	給		与	費	一人当たり
		A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
年	度	人	千円	千円	千円	千円	千円
2	9	4	16, 007	1, 747	3, 554	21, 308	5, 327

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
 - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
鬼北町	42.3 歳	333, 487 円	444, 491 円

- (注) ① 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
 - ② 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町	
1人当たり平均支給額(29年度)	
	889 千円
支給割合及び加算措置の状況は、	
一般行政職と同じです。	

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支 給	実 績	(平成	2 9	年 度	決 算)	223 千円
職員1	人当たり) 平均支給	年額(平	乙成 2 9 年		74 千円
支 給	実 績	(平成	2 8	年 度	決 算)	94 千円
職員1	人当たり) 平均支給	年額(平	☑成28年		47 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内 容	支給実 (29年度		支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		439	千円	146,333 円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		535	千円	267,500 円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		339	千円	113,000 円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同		635	千円	317,700 円

② 病院事業

ア 職員給与費の状況

あ 決算

区分	総費用 A	純損益 又 は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
29	962, 090	△ 24, 377	72, 315	7.5	7. 3

区	分	職員数	給		与	費 費	
		Α	給 料	職員手当期末・勤勉手当		計 B	給与費 B/A
年	度	人	千円	千円	千円	千円	千円
2	9	5	28, 711	31,633	11, 971	72, 315	14, 463

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含んでいません。
 - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	47.2 歳	491,917 円	1,452,087 円

- (注) ① 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
 - ② 基本給は、給料及び扶養手当の合算額の平均です。

ウ 職員の手当の状況

あ 期末手当・勤勉手当

鬼北町				
1人当たり平均支給額(29年度)				
2,394 千円				
支給割合及び加算措置の状況は、				
一般行政職と同じです。				

い 退職手当の支給率等は、一般行政職と同じです。

う 時間外勤務手当

支	給 実	績	(平	成 2	9 年	度	決	算)	22 千円
職員	1 人当	たり	平均支	給年額	(平成	2 9	年度	決算	()	22 千円
支約	給 実	績	(平	成 2	8 年	度	決	算)	0 千円
職員	1 人当	たり	平均支	給年額	(平成	2 8	年度	決算	()	0 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

え その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容			支給職員1人 平均支給 ⁴ (29年度》	F額
扶養手当	一般行政職と同じです。	同		804	千円	268, 000	円
住居手当	一般行政職と同じです。	同		0	千円	0	円
通勤手当	一般行政職と同じです。	同		210	千円	105, 000	円
管理職手当	一般行政職と同じです。	同		0	千円	0	円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成30年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	60分	土・日曜日

- (注) 1 所属所によっては、始業、終業、週休日等が上記と異なる場合があります。
 - 2 町民生活課窓口については、交替で休憩しています。

(2) 休暇

ア 休暇の種類

	種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等
	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇で、希望する時期に理由を問われること	・一暦年につき20日 (20日以内の繰越有り)
		なく取れる。	
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必	・ 公務災害、通勤災害の場合は、
		要がある場合の休暇	必要と認められる期間
有			・ 結核性疾患は1年、その他の
			負傷又は疾病は90日を超えな
∜ △			い範囲で必要と認められる期間
給	特別休暇	特別の事由により勤務しないこ	(主な休暇と期間)
		とが相当である場合の休暇で、勤	・ 産前休暇:8週間以内に出産予
休		務しないことがやむを得ないと認	定の女子職員が申し出た場合に、
		められ、かつ条例等で規定されて	出産日までの申し出た期間
		いること。	・ 産後休暇:出産日の翌日から8
暇			週間
			・ 忌引:親族が死亡した場合は、
			7日以内の期間
			・ その他、選挙権の行使、結婚、
			ボランティア活動に参加する場
			合等がある。
無給	介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を	介護を必要とする一の継続する
休		営むのに支障があるものの介護を	状態ごとに、連続する6月の範囲
暇		する場合の休暇	内において必要と認められる期間

イ 年次有給休暇の取得状況(各年1月1日~各年12月31日)

	平均取得日数	取得率
平成29年	9.1日	23.4%
平成28年	8.1日	21.3%

(3) 育児休業等

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、鬼北町職員の育児休業等に関する条例を制定しています。

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として職務に従事しないことを可能とする制度です。

なお、育児休業期間は無給、部分休業期間の給与は減額となります。

育児休業等の取得状況(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	0人	5人	5人
うち新規取得者数	0人	3人	3人
育児部分休業取得者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が職務を十分に果たし得ない場合に、公務の能率の維持およびその 適正な運営の確保を目的としてなされる不利益処分で、重いものから、免職、降任および 休職があります。

平成29年度における分限処分は0件です。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問うことで規律と公務遂行の 秩序を維持することを目的としてなされる処分で、重いものから、免職、停職、減給およ び戒告があります。

平成29年度における懲戒処分の内訳は0件です。

5 職員の服務の状況

(1) 服務とは

服務とは、組織の中で守るべき基本的義務のことで、服務規律は、国、地方公共団体、民間企業を問わず、ほとんどの組織で設けられています。

公務員は、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、また、地方公務員法第30条が「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、その立場や職務の特殊性から、勤務時間外あるいは職場外における規制や退職後にも及ぶ規制など、民間企業にはみられないような特別な規制が法律によって課せられています。

服務の具体的内容は、地方公務員法で次のようなものが定められています。

1	服務の宣誓	第31条
2	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	第32条
3	信用失墜行為の禁止	第33条
4	秘密を守る義務	第34条
(5)	職務に専念する義務	第35条
6	政治的行為の制限	第36条
7	争議行為等の禁止	第37条
8	営利企業等の従事制限	第38条

(2) 鬼北町の状況(平成29年度)

職員に対して、「交通ルールの遵守」、「適正な綱紀粛正の取組」、「年末年始における服務規律の確保」等を通知し、公務員として責任ある行動を取るように周知徹底しました。

また、補助金など公金の取り扱いについても、住民の信頼を損ねることのない適正な取り扱いをすることなど、服務規律の確保について周知徹底しました。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

鬼北町では、全体の奉仕者としてふさわしい人格教養と職務遂行に必要な知識及び技能を修得させるため、鬼北町職員研修規則に基づき研修を実施しています。

(1)研修の状況(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

一般研修 人事評価制度評価者・被評価者研修 144人 鬼北町ひめボス研修 36人 鬼北の「鬼」について 123人 特定個人情報に係る安全管理措置に関する研修 99人 人事評価制度評価者研修 34人 事門研修 新規採用職員研修会 有力 30人 採用予定者事前研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 中級職員研修会 1人 中級職員研修会 1人 中級職員研修会 1人 原長級研修 2人 東京デージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		(干版23年4月1日·干版30年3月31日)	to L. r. Mr. tota
現北町ひめボス研修 123人	区分	研修名称	参加人数等
Run Ru		人事評価制度評価者・被評価者研修	144人
特定個人情報に係る安全管理措置に関する研修		鬼北町ひめボス研修	36人
特定個人情報に係る安全管理措置に関する研修		鬼北の「鬼」について	123人
男女共同参画研修 34人 新規採用職員研修会 4人 新規採用職員研修会 30人 採用予定者事前研修会 8人 初級職員研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人	—————————————————————————————————————	特定個人情報に係る安全管理措置に関する研修	99人
専門研修 新規採用職員研修会 30人 採用予定者事前研修会 8人 新規採用職員研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		人事評価制度評価者研修	54人
専門研修 新規採用職員研修会 30人 採用予定者事前研修会 8人 新規採用職員研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 2人 課長級研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		男女共同参画研修	34人
採用予定者事前研修会 8人 新規採用職員研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人		新規採用職員研修会	4人
採用予定者事前研修会 8人 新規採用職員研修会 4人 初級職員研修会 2人 中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人	専門研修	新規採用臨時職員研修会	30人
初級職員研修会		採用予定者事前研修会	8人
中級職員研修会 1人 課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		新規採用職員研修会	4人
課題解決創造力・実践力向上講座 3人 臨時職員研修会 1人 クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		初級職員研修会	2人
臨時職員研修会 1人 クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		中級職員研修会	1人
クレーム対応講座 2人 ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		課題解決創造力・実践力向上講座	3人
ステージアップ講座(法制執務講座) 1人 係長級研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		臨時職員研修会	1人
派遣研修 3人 課長級研修 2人 県・市町中堅職員研修 1人 危機管理(地震災害対策)講座 1人 地方財政計画等に関する研修 1人 部長級・次長級セミナー 1人 市町村アカデミーでの研修 2人 全国建設研修センターでの研修 1人		クレーム対応講座	2人
課長級研修2人県・市町中堅職員研修1人危機管理(地震災害対策)講座1人地方財政計画等に関する研修1人部長級・次長級セミナー1人市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人		ステージアップ講座(法制執務講座)	1人
県・市町中堅職員研修1人危機管理(地震災害対策)講座1人地方財政計画等に関する研修1人部長級・次長級セミナー1人市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人	派遣研修	係長級研修	3人
危機管理(地震災害対策)講座1人地方財政計画等に関する研修1人部長級・次長級セミナー1人市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人		課長級研修	2人
地方財政計画等に関する研修1人部長級・次長級セミナー1人市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人		県・市町中堅職員研修	1人
部長級・次長級セミナー1人市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人		危機管理(地震災害対策)講座	1人
市町村アカデミーでの研修2人全国建設研修センターでの研修1人		地方財政計画等に関する研修	1人
全国建設研修センターでの研修 1人		部長級・次長級セミナー	1人
全国建設研修センターでの研修 1人		市町村アカデミーでの研修	2人
		全国建設研修センターでの研修	1人
概物如形 概物的如形 至城員	職場研修	職場内研修	全職員

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法に基づいて、これまでの勤務成績評定を改め、鬼北町職員の人事評価実施規程を作成し、勤務成績の評定を行っています。評定結果は、勤勉手当への反映、昇任・人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っていきます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担金の状況(全会計)

職員の心身の健康保持及び公務能率を増進させるための福利厚生制度には、病気・ 負傷などの短期給付と退職後の生活安定を図る長期給付等があります。

区分	平成29年度決算
愛媛県市町村職員共済組合負担金	199, 248千円
愛媛県市町村互助会負担金	1,270千円
法定検診の受診者	49人
人間ドック等の受診者	115人

(2) 公務災害、通勤災害の状況(全会計)

公務において職員が傷病を負ったり死亡した場合に補償される制度です。

区分	平成29年度決算
公務災害補償基金負担金	862千円
公務災害の認定件数	0件
通勤災害の認定件数	0件

(3) 安全衛生について

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため衛生委員会を設置しています。衛生委員会の構成は、衛生管理者と各課等から選出した委員の合計14名です。

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会に対して、 地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる こととされています。

平成29年度の措置要求件数

0件

(5) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、 愛媛県人事委員会に対して、不服申し立てをすることができることとされています。 平成29年度の不服申し立て件数 0件